

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書処理規程（平成16年旭医大達第25号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略)	(略)
(文書取扱主任)	(文書取扱主任)
第4条 各課に次に掲げる文書取扱主任を置き、当該課における文書取扱の事務を処理させる。	第4条 各課に次に掲げる文書取扱主任を置き、当該課における文書取扱の事務を処理させる。
(1) 総務課 文書法規係長	(1) 総務課 文書法規係長
(2) 人事課 人事第一係長	(2) 人事課 人事第一係長
(削除)	(3) <u>企画評価課 企画係長</u>
(3) 研究支援課 研究企画係長	(4) 研究支援課 研究企画係長
(4) 会計課 会計総務係長	(5) 会計課 会計総務係長
(5) 施設課 施設企画係長	(6) 施設課 施設企画係長
(6) 経営企画課 病院庶務係長	(7) 経営企画課 病院庶務係長
(7) 医療支援課 医療支援係長	(8) 医療支援課 医療支援係長
(8) 学生支援課 学生総務係長	(9) 学生支援課 学生総務係長
(9) 図書館情報課 図書館総務係長	(10) 図書館情報課 図書館総務係長
(10) 入試課 入学試験係長	(11) 入試課 入学試験係長

(略)

附 則

この規程は、令和2年7月31日から施行し、改正後の第4条の規定及び別表は、令和2年4月1日から適用する。

別表

文書記号	区分
旭医大	学長，理事，監事，副学長，病院長，図書館長，事務局長又は，旭川医科大学名をもって収受発送する文書
旭医大総	総務部総務課の所掌事務に係る文書
旭医大人	総務部人事課の所掌事務に係る文書
(削除)	(削除)
旭医大研	総務部研究支援課の所掌事務に係る文書
旭医大会	総務部会計課の所掌事務に係る文書
旭医大施	総務部施設課の所掌事務に係る文書
旭医大経	病院事務部経営企画課の所掌事務に係る文書
旭医大医	病院事務部医療支援課の所掌事務に係る文書
旭医大学	教務部学生支援課の所掌事務に係る文書
旭医大図	教務部図書館情報課の所掌事務に係る文書
旭医大入	教務部入試課の所掌事務に係る文書

備考

表に定める文書記号のほか，規程等の達示文書には，旭医大達を文書記号とする。

別紙様式第1号（第8条第1号関係）（略）

別紙様式第2号（第8条第2号関係）（略）

別紙様式第3号（第10条関係）（略）

(略)

別表

文書記号	区分
旭医大	学長，理事，監事，副学長，病院長，図書館長，事務局長又は，旭川医科大学名をもって収受発送する文書
旭医大総	総務部総務課の所掌事務に係る文書
旭医大人	総務部人事課の所掌事務に係る文書
旭医大企	総務部企画評価課の所掌事務に係る文書
旭医大研	総務部研究支援課の所掌事務に係る文書
旭医大会	総務部会計課の所掌事務に係る文書
旭医大施	総務部施設課の所掌事務に係る文書
旭医大経	病院事務部経営企画課の所掌事務に係る文書
旭医大医	病院事務部医療支援課の所掌事務に係る文書
旭医大学	教務部学生支援課の所掌事務に係る文書
旭医大図	教務部図書館情報課の所掌事務に係る文書
旭医大入	教務部入試課の所掌事務に係る文書

備考

表に定める文書記号のほか，規程等の達示文書には，旭医大達を文書記号とする。

別紙様式第1号（第8条第1号関係）（略）

別紙様式第2号（第8条第2号関係）（略）

別紙様式第3号（第10条関係）（略）

**【改正理由】**

令和2年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。